

発議第1号

斑鳩町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が令和5年3月1日に施行され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことに伴い、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、本条例において、斑鳩町議会議員（以下「議員」という。）が斑鳩町に対し請負をする場合における請負の状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

1. 主な制定内容

（1）報告（第2条関係）

議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議員でない期間がある者で再び議員となったものは、その日から起算して30日以内）に、前会計年度（議員である期間に限る。）における斑鳩町に対する請負について、議長に対し、文書により報告しなければならないこととする。

（2）報告の一覧の作成及び公表（第3条関係）

議長は、議員からの報告について、一覧を作成し、公表しなければならないこととする。

（3）報告等の保存及び閲覧等（第4条関係）

報告及び訂正は、議長において、報告期限の翌日から起算して5年間保存しなければならないこととする。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用します。